

県北広域振興局長告示第47号

銃猟禁止区域の設定（平成13年岩手県告示第796号）で告示した九戸村江刺家銃猟禁止区域及び野田村城内銃猟禁止区域の存続期間を次のとおり変更した。

平成23年10月28日

県北広域振興局長 松 岡 博

変更後の九戸村江刺家銃猟禁止区域及び野田村城内銃猟禁止区域の存続期間 平成13年11月1日から平成24年10月31日まで